

石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の農林水産物加工品の輸出振興に向けて、主要輸出対象国等における石巻ブランドの販路拡大及び海外市場における販路開拓を通して、一層の輸出数量及び輸出品目の拡大を図るため、輸出に必要となる衛生管理水準の向上に要する経費に対し、石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) H A C C P 食品の製造及び加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法をいう。
- (2) F D A 米国食品医薬品局をいう。
- (3) E U 欧州連合をいう。
- (4) F S S C 2 2 0 0 0 食品安全認証財団が開発した食品安全のための認証規格をいう。

(交付対象等)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、F D A又はE Uが定めた規準に準拠したH A C C P認証及びF S S C 2 2 0 0 0認証の取得に要する経費とする。

- 2 助成事業の事業区分、助成対象経費及び助成率は、別表のとおりとする。
- 3 助成金の交付対象となる者は、市内に農林水産物の加工場を有し、助成事業を実施する事業者（以下「交付対象者」という。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、国、県等が実施する他の補助金等の交付を受ける事業者は、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に掲げる事業区分ごとの助成対象経費に助成率を乗じて得た額の合計額とし、125万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第5条 削除

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、石巻市

農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 申請者は、前項の申請に当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更内容が助成対象経費の20パーセントを超えない増減である場合は、この限りでない。

2 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業完了後20日以内に石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 経理状況に関する証拠書類（支出明細書及び関係帳票等の写し等）

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、助成事業者から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の請求手続）

第11条 助成事業者が助成金を請求しようとするときは、石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業費助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 助成金は、第10条の規定による助成金の額の確定通知後に交付するものとする。

(調査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、助成金の使途帳簿等について調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の石巻市農林水産加工業HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の年度に係る助成金の申請から適用し、この告示の施行の日前の年度に係る助成金の申請については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

事業区分	助成対象経費	助成率
1 認証取得に係る申請等の直接的な事業	1 申請費 2 審査費 3 登録料	助成対象経費の合計額の2分の1以内
2 認証取得に係る専門のコンサルタント会社の指導・助言等の間接的な事業	1 委託料（指導・助言及び申請・登録に係る資料作成等について、専門のコンサルタント会社又は専門家に対する業務委託料とする。） 2 その他市長が必要と認める経費	

様式第1号（第6条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者

住 所

名 称

代表者名

㊦

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金の交付を受けたいので、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

別紙 1

事業計画書

I 事業の目的

II 事業内容

1 石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業

※コンサルタント会社又は専門家に委託する際には、その旨を明記すること。

2 事業費の積算内訳（支出計画）

項 目	金額（円）			事業費の内訳
	事業費 (A)	助成対象外経費 (B)	助成対象経費 (A) - (B)	
石巻市農林水産加工業 等HACCP導入支援事 業				
1 直接的な事業経費 ・申請費 ・審査費 ・登録料				
2 間接的な事業経費 ・委託料 ・その他				
合 計				

3 事業完了予定年月日

別紙2

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

様式第2号（第7条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付決定通知書

石巻市（ ）指令第 号

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付けで申請のありました石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金については、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付し交付します。

年 月 日

石巻市長



1 助成金交付額 金 円

2 交付の条件

- (1) 助成事業の内容の変更又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業変更承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けること。ただし、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第8条第1項ただし書に規定する変更にあつては、この限りでない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。

様式第3号（第8条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日

石巻市長（あて）

申請者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で助成金の交付決定のあった石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業について、下記のとおり事業の内容（経費の配分）を変更したいので、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第8条第1項の規定により、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 関係書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(注) 1 変更前と変更後の内容が比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外のものについては省略する。

2 添付書類については、助成金交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみに添付すること。

様式第4号（第8条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で助成金の交付決定のあった石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第8条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第9条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で助成金の交付決定のあった石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業について、下記のとおり実施したので、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 助成事業に要した経費及び助成金実績額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 助成事業に要した経費 | 円 |
| (2) 助成金実績額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 経理状況に関する証拠書類（支出明細書及び関係帳票等の写し等）

別紙 1

事業実績書

I 事業の目的

II 事業内容

1 石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業

※コンサルタント会社又は専門家に委託したものは、その旨を明記すること。

2 事業費の積算内訳（支出実績）

項 目	金額（円）			事業費の内訳
	事業費 (A)	助成対象外経費 (B)	助成対象経費 (A) - (B)	
石巻市農林水産加工業等H A C C P等導入支援事業				
1 直接的な事業経費 ・申請費 ・審査費 ・登録料				
2 間接的な事業経費 ・委託料 ・その他				
合 計				

3 事業完了年月日

別紙2

収支精算書

1 収入の部

区 分	精 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	精 算 額	備 考
	円	
計		

様式第6号（第10条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者名

石巻市長



年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付を決定した石巻市
農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金については、年 月
日付けで提出された実績報告書に基づき、その額を金 円に確定したので、石巻
市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第10条の規定により通
知します。

様式第7号（第11条関係）

石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者

住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金について、石巻市農林水産加工業等HACCP等導入支援事業費助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

- (1) 金融機関（店舗）名
- (2) 口座番号（普通・当座の別）
- (3) 口座名義人（フリガナ）